

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月6日

契約担当官

北海道警察会計担当官 友 井 昌 宏

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約の名称
使用済車両の売払い
- (2) 売払物品の名称及び数量
使用済車両91台
- (3) 売買代金の納入期限
入札説明書による。
- (4) 引渡場所
入札説明書による。
- (5) 引取期限
入札説明書による。
- (6) 売払条件
入札説明書による。
- (7) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の買受け」のA、B又はC等級に格付けされ、北海道地域の資格を有する者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この事項において「法」という。）に規定する次の登録及び許可を受けている者であること。
ア 法第42条第1項に規定する引取業者の登録

イ 法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の登録

ウ 法第60条第1項に規定する解体業の許可

エ 法第67条第1項に規定する破砕業の許可

(6) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に規定する古物商の許可を受けている者であること。

(7) 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）に規定する金属くず商の許可を受けている者であること。

(8) 警察当局から、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課調度係
電話011-251-0110 内線2242

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所において随時交付する。

(3) 入札執行の日時及び場所

令和7年10月21日（火） 午前11時00分 北海道警察本部1階入札会場

(4) 郵便による入札書の提出期限

令和7年10月20日（月） 午後5時00分

4 提出書類

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(5)から(7)までに示す参加資格を有することを証する書類を添付し、令和7年10月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までに3の(1)の場所に提出すること。

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 有効な入札をした者のうち、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって、最高価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 詳細は入札説明書による。